第１４期千代田区生涯学習推進委員会議　第１提言書

テーマ：千代田区の生涯学習を踏まえた部活動の地域移行・連携について

Ⅰ　はじめに

現構成員よる生涯学習推進委員会議は、2022 年６月から開始し、主として各委員の活動報告をふまえて今期の協議課題について検討を重ねてきた。その議論の中から今期のテーマ「千代田の生涯学習を踏まえた部活動の地域移行・連携について」を設定し、計８回の定例会議討議を通して論点の整理・検討に努めてきた。今回上梓となった報告書の背景にある論点は、スポーツ庁が 2022 年 6 月 6 日に示した運動部活動の地域移行に関する検討会議提言と文化庁が同年 8 月 9 日に示した文化部活動の地域移行に関する検討会議提言の２つの提言を踏まえて、千代田区として主に公立中学校の部活動の地域移行の課題にどのように取り組むのかについて、現状を理解した上で地域移行を進めた場合のメリットおよびデメリットも含めて検討を行うというものであった。本問題に関していえば、千代田区においてはこれまで先行する議論の蓄積がないために、全く白紙の状態から協議を進める難しさに直面したが、その点を補う形で東京都の方向性や他の自治体の先進事例を形式知として踏まえ、バズセッションによる討議方法を活用して検討を行ってきた。幸いにして、本委員会が社会教育関係団体や千代田区スポーツ推進委員協議会、千代田区文化連盟や学校教育関係者などから組織されており、部活動の地域移行にとってこれまでの各活動で蓄積してきた経験（経験知）や知見を交えて多角的に論点を提示し合えたことは本提言の作成にあたって有意義であった。以上のような議論の経緯と文脈を踏まえて、本提言は、考察の視点として以下の３つの柱を設定している。すなわち１．部活動の地域移行・連携推進の背景、２．千代田区の現状、３．千代田区における部活動の地域移行・連携、という柱で構成されている。

本提言を出発点として、部活動の地域連携の強化および地域移行へのパラダイム転換が千代田の子どもの未来を育む一助となれば望外の喜びである。

Ⅱ　部活動の地域移行・連携推進の背景

（1）部活動の意義と課題

中学校学習指導要領（平成 29 年＜2017 年＞告示、文部科学省）では、部活動の意義を「生徒の自主的、自発的な参加により行われるもので、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するもの」であり、「生徒にとってはスポーツ、芸術文化等の幅広い活動機会が得られ、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会でもある」としている。図 1 は、学校の教育活動における部活動の位置を示したものである。学校の教育活動は、学校学力の根幹となる認知能力の形成を意味するリテラシーと学習への意欲や関心から行動や行為までを包括する非認知能力としてのコンピテンシーによって規定される。一般的に、前者は狭義の学校学力として読み書きなどの知識や技能の伝達を主な目的とするのに対して、後者は経済産業省が提唱する社会人基礎力など社会人として必要とされる社会的な能力や態度を意味する。部活動などの教育課程外の学校教育活動は、後者に位置づけられ、部活動は体験等による社会的な実践力を基底要因として、学校教育終了後の社会生活や職業生活などの生活世界につながる学びに向かう意欲や態度を促す活動とされる。リテラシーとコンピテンシーをどのように止揚していくかは、その時の為政者による学校政策の影響を強く受けるとされ、従前の「ゆとりの教育」はコンピテンシーに大きく舵を切った好例といえよう。

図１：学校の教育活動における部活動の位置（イメージ図）

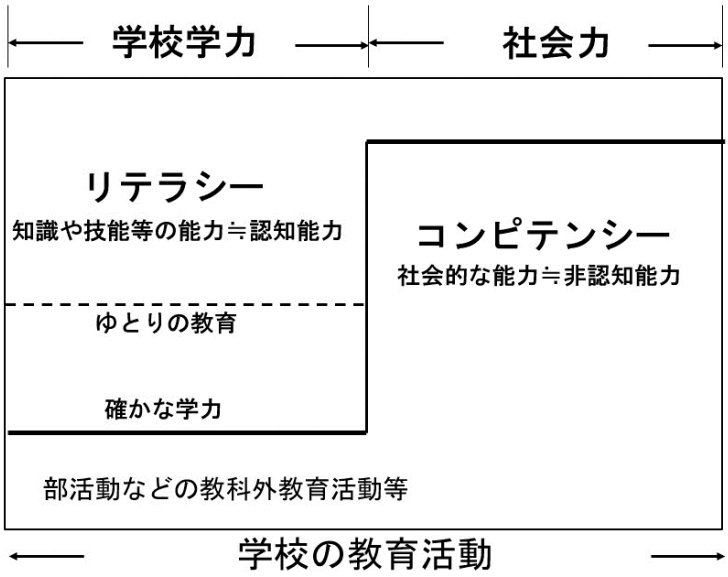

出典：前田により作成

以上のように部活動は、学校教育終了後の生活世界につながる社会的な能力の育成にかかわる学校教育活動としてその教育的意義を看過できないが、その一方で以下の問題点も指摘されている。

① 少子化が進展する中、部活動においては、従前と同様の運営体制では 維持は難しくなってきており、学校や地域によっては存続の危機にある。

② 部活動は教師による献身的な勤務の下で成り立ってきたが、休日を含め、長時間勤務の要因であることや、 指導経験のない教師にとって多大な負担であるとともに、生徒にとっては望ましい指導を受けられない場合が生じる。

以上の問題点を踏まえて論点を整理すると、将来においても部活動を持続可能なものとするため、地域団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立って、学校と地域が協働・融合した形での地域における部活動の環境整備をどのように進めていくのかという課題に直面する。

これまで学校と地域の連携及び協力の促進については、教育基本法第 13 条の関連条項を受けて、社会教育の視点から社会教育法で「社会教育が学校教育や家庭教育との密接な関連性を有することに鑑み、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育向上に資することになるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする」（社会教育法第 3 条第 3 項）と規定されている。いっぽう、学校教育の視点から、中学校学習指導要領解説総則編（平成 29 年＜2017 年＞7 月告示）では、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにする」として、具体的な連携先として「スポーツや文化及び科学等にわたる指導者など地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体」を示唆している。

図２は、ラ・ベル（La Belle,Thomas J.）によって提示された教育の形態と学習の特徴に関する理念的な枠組みである。彼の説を援用すれば、部活動は、教育形態としては学校教育に代表されるフォーマル教育に位置づけられるが、学習上の特徴としては教育課程外の学校教育活動として社会教育に該当するノンフォーマルの側面を有する。いわばフォーマルな部分とノンフォーマル部分の混成が部活動と解される。その一方で、地域スポーツクラブや社会教育関係団体は教育形態、学習上の特徴のいずれの場合もノンフォーマルな機能をもつ組織的な教育活動として位置づけられる。いずれにしても、より包括的な教育諸形態の連携が必要とされてきており、生涯教育の視点から教員の負担感軽減に向けて、部活動をノンフォーマル教育⑤に位置づけ直すことが求められているのである。

図２：生涯学習の理念的枠組みと部活動の位置

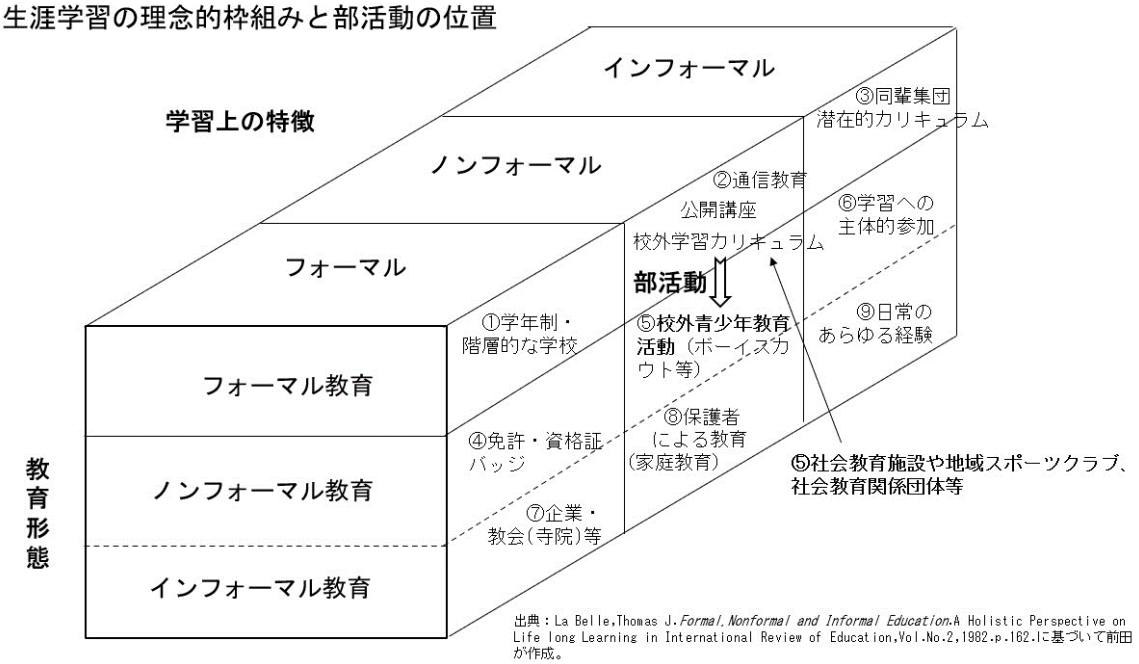

出典：La Belle,Thomas J.*Formal, Nonformal and Informal Education*.A Holistic Perspective on Life long Learning in International Review of Education,Vol.No.2,1982.p.162.に基づいて前田が作成。

（2）国および東京都の検討内容

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁、平成 30 年＜2018 年＞3 月）」、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（文化庁、平成 30 年＜2018 年＞12 月）」では、生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するため、部活動が地域・学校・競技種目、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。生徒の部活動環境充実の観点から、学校と地域が協働・融合した形での地域における環境整備を進めるとされた。

「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中央教育審議会答申第 231 号　平成 31 年＜2019 年＞1 月 25 日）」では、学校の働き方改革の一環として、中学校における教師の長時間勤務の要因の一つである部活動の地域移行を求めている。さらにスポーツ庁・文化庁は平成 30 年に策定した二つのガイドラインを統合し、「学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和 4 年＜2022 年＞12 月）に改訂、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を示しており、地域移行・連携についてはスポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形で環境整備を進めることや、都道府県等による人材バンクの整備、大会等についてできるだけ教師が引率しない体制を整備すること等が記載されている。

東京都においても中学校の現場では専門的な技術指導ができる教員が運動系、文化系とも十分ではない現状（令和 4 年度部活動実施状況調査、東京都教育委員会）から「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」を策定し、令和 5 年から 7 年を改革推進期間として市区町村に部活動改革を働きかけている。

東京都は、部活動改革について「地域連携と地域移行」2 つの取組み方を示している。地域連携とは、地域の人材を活用した部活動指導員や外部指導員の導入や、複数校で実施する合同部活動の導入など、学校で運営・実施しつつも生徒の活動機会を確保するものをいう。地域移行とは、地域の多様な団体が学校と連携しながら運営・実施する地域クラブ活動によって部活動を代替して生徒の活動機会を確保するものである。どの方法を採用するかは、それぞれの自治体・教育委員会で地域の実情にあわせて検討を行うこととなる。

人材の確保について東京都は、東京都教育支援機構（TEPRO）の人材バンクへの登録を通して各自治体での活用を促している。

Ⅲ　千代田区の現状

（1）部活動の現状と課題

千代田区教育委員会事務局子ども部指導課では、部活動指導員、外部指導者を配置している。千代田区の部活動指導員は大会等の引率が可能となる有償ボランティアで、学校が教員のOBや時間講師に依頼し委嘱している。報償費は1時間あたり2,300円で謝礼として支払いしている。部活動指導員は、教員の代わりに部活動を指導するという位置づけにあり、校長の管理下、面接・研修も実施することが出来る。一方、外部指導者は以前より千代田区の部活動にコーチとして携わっている地域の方で、有償ボランティアに該当する。報償費は1回あたり3,000円または7,000円（種目により異なる）となっている。外部指導者には、PTAとつながりのある方や地域クラブチームの経験者の方がいるが、部活動で何かあった際の責任の担保等や引率の際の安全性という基準で考えると課題がある。また、専門的な指導や学校の働き方改革を推進することを目的に、令和5年度より外部委託による部活動指導員の配置も併せて実施しており、当面、学校における部活動について、外部の人材（部活動指導員、外部指導者、外部委託による部活動指導員）を積極的に活用していきながら教職員の働き方改革の推進を図るとともに、地域と連携した指導体制を構築していくとしている。

千代田区の中学校においては、外部人材を配置し部活動の指導を実施している場合と部活動に意欲的な教員が指導する場合があるが、教員の人事異動（3年～6年）に伴い、指導することができる教員がいなくなる等継続性に欠けることが懸念される。具体的には、神田一橋中学校のバスケットボール部には指導することが出来る教員が何人もいるが、麹町中学校にはいない等の状態が起きている。

地域で行われている大会（中体連大会、区民大会や協会主催大会）でも休日に教員が引率しており、学校の働き方改革の課題となっている。

（2）千代田区地域の団体・人材について

①地域団体

千代田区には、体育協会加盟団体や文化芸術団体等地域の団体があり、各団体に所属している人はいるものの、指導者は少なく、構成員の高齢化もあり、部活動指導者の人材確保や地域での部活動運営が難しくなっている。

ドッヂビーのように東京都中学校体育連盟（以下中体連）に所属しておらず、スポーツ推進委員協議会で運営しているものもあるが、スポーツ推進委員には高齢者が多く委員定数も定員割れが続いているため、継続的に部活動として運営していくことは難しくなっている。

スポーツ種目によってはスポーツ団体により個別に講習会が行われているが、その多くが指導者向けのものではない。

②　地域の人材

部活動の現状と課題で挙げた「外部指導者」は、地域の方が有償ボランティアでコーチとして部活動の指導を実施しているが、資格や犯罪履歴の有無をチェックしておらず、安全性の担保に課題がある。

地域の人材を募集するため、人材バンクの活用が考えられる。既存の人材バンクとして、東京都

教育支援機構の部活動支援（TPRO Supporter Bank）、千代田区では九段生涯学習館の人材バンク、千代田区スポーツセンターの「スポーツ指導者人材バンク」、ちよだボランティアセンターの福祉ボランティア募集がある。

③ 企業の人材

昼間人口と夜間人口の人数差が著しい千代田区の特性を考えると、この差をポテンシャルとして活かせる可能性はある。昼間人口を構成する約９０万人の中に部活動に関連のある活動を行っている企業が実際に存在する。運動系、文化芸術系で大会や展覧会、発表会をスポンサードしている企業、CSR を積極的に進めている企業もある。そういう人たちや企業が学校連携ということを面白いと感じて、若い人たちを教える側に回ってもらえる可能性はある。

Ⅳ　千代田区における部活動の地域移行・連携

（1） 人材を確保する取組

提言１：人材バンクの整備、地域団体・区内企業・大学との連携により、部活動の指導を行う人材を確保することを提言する。

・既存の人材バンクは部活動の指導を主目的としたものはないので、応募要件やガイドラインなどを見直した上で募集を行い、登録者から部活動指導員、外部指導員を求める。募集にあたっては、学校や地域団体からの紹介や、地域での活動経験も考慮した上で実施することで、地域連携・地域移行に進めやすくなると考えられる。
・指導者の質を担保するため、運営委員会の設置などにより、人材バンク登録者が部活動指導を行うためのガイドラインや要件を示すとともに、学校からのニーズに対応し、定期的にチェックを行う。
・現状では人材バンクへの登録者は多くはないので、人材確保に向けた働きかけを積極的に行う。体育協会、スポーツ推進委員協議会や文化芸術協会などとの連携を図るほか、区内企業の団体や実業団・元経験者、大学等へヒアリングなどを行い幅広く協力・連携の可能性を模索する。

（委員からの意見）

・外部指導員は、研修を受けているか、登録されているか、といった仕組みが全くない状態。そこを担保できる仕組みがあると良い。
・千代田区の人材バンク制度はあるが、中学の部活を想定したものになっていないので、そこを埋めることは考えられる。
・核になる団体が人材バンク機能を持って派遣もできて、青少年の居場所にもなるといいのではないか。
・できれば地域で活躍、経験のある人のバンクがあるといい。顔と人物がわかる人でないと一般公募は危険ではないか。
・「人材バンク」は、生涯学習で既に仕組みがあり、区として一つの「人材バンク」制度をしっかりと作るのが良いと思う。既存の「人材バンク」が子どもへの指導という面での拡張になるので、拡張部分についてはその要件を提示したりすることになる。
・人材を常にチェックするのは難しいと思うので、「人材バンク」の仕組みに「ガイドライン」を提示して運営していただく形がよりリアルであると思う。
・「ボランティアセンター」でも人材バンクがあるが、登録はしているが実際の活動は無い団体があるといった実情がある。２、３年活動していない団体もあるので、登録している方の中でも「ガイドライン」を提示しフィルターをかけていくのが良いと思う。

（2） 人材を育てる取組

提言２：指導者を育成するため、資格の取得支援・研修の機会や生活指導の基本を学ぶ機会、報酬面での待遇など関わりやすい環境の検証をすることを提言する。

・人材を継続的に確保して支援するためには、指導者を育成していくことが必要である。
・部活動の指導者として、技術スキルだけでなく生徒を指導するスキルも求められる。
・公認指導者資格の取得支援、研修の機会や生活指導の基本を学ぶ機会、報酬面での待遇など関わりやすい環境をつくることも必要である。

（委員からの意見）

指導者の質保証

・「ガイドライン」の一環として必要な研修内容を盛り込んでおくべきと考えられる。
・指導者への研修を生涯学習カレッジが担える可能性がある。
・外部指導員として、何年も部活動に携わっている方は、改めて研修受けて登録することに抵抗があるかもしれないのでバランスを取る必要がある。
・過去に連盟の引率で問題があったケースもあるので所定の訓練、研修が必要。
・指導員の「質的担保」という意味では、こういう仕組みができたので登録していただかないと来年契約できない（外部指導員含む）というフィルターをかける形が取れると良い。
・「部活指導員」「外部指導員」「業務委託」がある中で、「外部指導員」に課題があるとすると、既存のスポーツ団体や文化系団体がその人物を保証する、関与する、という仕組みであれば安心できるかと思う。
・既存のスポーツ団体が、人物保証できないのではないか。種目と団体が全て一致しているわけでは無く、文化会系も同様。既存の団体と結び付けると言うより、委員会で登録するための要件を明確化する、ルール整備をきちんとしておくことが重要ではないか。

安全性の担保

・「業者選定」の段階で役所のフィルターにはかかっているとは思うが「業者委託」で安心できるわけでは無い。「性犯罪履歴が無い」などの要件は、欧米では当たり前。オーストラリアでは、警察に犯罪履歴が無い証明書を求める、といったように非常に厳しくなってきている。
・「業者選定」の際には、「要求水準書」で選定する。その水準を満たした上で、各企業がどのような提案ができるかで選定する。価格を予め提示してその範囲の中でどこまでクオリティを確保できるか、という手順で選定している。価格競争方式ではなく、プロポーザル形式。犯罪歴の有無等については要求水準書の中に入っている。
・学校に学校部外者が出入りすることになると入退室のセキュリティ対策も考える必要がある。

運営財源の確保と予算

・指導者を依頼するに当たっては、人材バンクから派遣されるときの報酬や運営委員会の必要経費などを見積もっていかないといけない。

・無償ボランティアを排除するのではなくて、むしろその管理方法をきちんとすることによって、より幅広い人材、より能力を持った人材を集めることが必要なのではないか。
・地域移行して、学校以外の場所で部活をやるときには、場所を借りる費用や備品・機材を壊してしまったときはどうするのかなど、細かい部分も移行する際には充分検証する必要がある。

（3）学校と地域をつなぐ取組

提言３：部活動の地域移行・地域連携を進めるため、検討組織（いずれは中間団体・スポーツコミッションに発展することを想定）の設置を提言する。

・地域移行と地域連携をすすめるにあたって、能力の高い生徒や、より高度な指導を求める生徒は民間クラブ等が受け皿となる「地域移行」に、学校部活は「ゆる部活」を前提に地域コミュニティの輪として連携を目指していく「地域連携」に移行していくと思われる。
・現在、学校単位で行われている部活動指導員、外部指導者の配置を、千代田区全体で効果的に運営するためには、学校と個別の指導者・専門団体及び地域コミュニティと関わりのある運営委員会を設置するなど、そこがハブとなって人材の確保、育成などの運営していく体制づくりが必要である。民間事業者に委託する場合においても、適切な事業者であることのチェックなども行う必要がある。
・支援を継続的に実施するために、学校と地域の人材をつなぎ、双方の窓口となる中間組織、例えば部活動運営協議会を設置し諸課題の検討と実務的にサポートできる体制づくりを目指したい。
・そのために当面は諸課題を実務面で検討する委員会を設置し議論を進め、地域移行、地域連携を段階的にすすめ、将来的には既存団体も包括するコミッションへの発展を目指すことを提案する。

（委員からの意見）
・韮崎市のスポーツコミッションをモデルとするような、ハブになる団体を創設することを提言する。どのような団体なのか、指定管理団体なのか、既存の団体を活用するのか、更にその団体は具体的に何を担うのかを明確化する提言にしてはどうか。
・学校と地域の間の関係性の中に保護者の存在があるが、一方で「顔が見えないとお願いできない」という実情もある。そこで人材バンクに登録していただき専門的なスキルを提供いただく仕組み、更に校外活動の引率を担えるような研修の仕組み、これらを担える団体ができると学校の負担が減るのではないか。団体を作る上でのメリット・デメリット、運動系と文化系の仕切っている団体の違い（特に文化系は、吹奏楽は連盟があるが、その他はどこまで団体があるか不明）など、ハブになる団体の機能について具体的に議論していきたい。
・団体にすることに難しさがある。部活動指導員の体制を整えて、子ども、保護者が安心でき、

先生の負担減になる、というゴールを見据えると、スポーツコミッションのような大がかりな団体を立ち上げようとすると、既存の運動系の協議団体毎の組織を巻き込まないとならないため、実現が難しくなったり時間がかかったりすることが懸念される。事業者への委託や卒業生や地域の方にお願いできたりすることで上手くいっている部分もあるので、そこを尊重しながら、派遣される人の安全性を担保できるような「外部指導者運営委員会」のような組織体の方がリアリティがあるのではないか。

・大がかりな団体を立ち上げると言うより、「委員会」は、「ガイドライン」を作成したり、小中学生を指導するための研修を課したり、「クオリティを担保できる組織体」にする。人材バンクであれば、生涯学習では既に人材バンクが運用されているようなのでその水準を担保できるような組織体。それが上手くいって、既存の団体を巻き込めそうだという見通しが付いたら、次の段階としてスポーツコミッションのような団体を創設する、という形の方がリアリティがあるのではないか。
・「団体」を作る前に「組織体」として機能させる。「組織体」で機能しないようであれば「団体」もできない。
・マニュアルというより、「人材として必要な要件を記述する」（例えば過去に性犯罪の履歴がないなど）というような大まかなガイドラインが必要と考える。
・犯罪歴が無いといった確認をしつつ、事後的に人材バンクに登録していただくような軽い制度化が良いのではないか。学校現場での融通性の良さを活かしながら、必要に応じて徐々に団体化していく方向性。
・委託業者の認識が問われている面があり、「業者委託」を切り離してしまうより、「委員会」で審査できるような仕組みの方が良いのではないか。実際に運営できているかの評価も含めて「委員会」で審議できるか良い。
・やはり「団体」ではなく「会議体」「組織体」の方が良いのではないか。「指定管理者」のような形になってしまうと予算が動いたり、施設が絡んできたりしてしまうので、そこを無しにした「組織体」が良い。
・「委員会」方式でスタートして、実績を積んで上手くいくようであれば「団体」に移行することも考えられる
・「団体」が必要になるステージもあると思うが、それまでは「会議体」「合議体」「組織体」で進めていくのが良い。
・ガイドライン、要求水準書の作成と実際の活動の評価まで踏み込んだ形が良い。
・現状では「リーフラス」という企業が運動系、文化系に係わらず受託している。全国的に展開している企業。「質の担保」の面で今後評価していくことになる。「業務委託」なので「教員」はその業者を指導できない。請負契約なので、完全に任せる形になる。何年もやってきた顧問の教員の感覚と擦り合わせていくことは簡単なことでは無い。そこに時間がかかっている。例えば「ダンス部」などは、教員で指導できる人はいないので任せられる。4月の段階では今までいたコーチがいなくなってしまうので、大学生にお願いするしか無いという状況だったが、それは大変危険なことなので、マネージャーが常に巡回して実施状況を見てくれる「業者派遣」は学校としてはありがたい。
・この「委員会」は「部活動指導員」の斡旋、中学校の知り合い同士で指導員をされた方も登録

していただいて、困ったときに他の学校でも登用できるようなことも考えられる。実績も踏まえ「人材の紹介」もできるとこの「委員会」の役割を果たせるのではないか。

・スタートアップとして「ガイドライン作成」と「人材バンクの連携」、「実績のウォッチ」がポイントとなるのではないか。

Ⅴ　おわりに

千代田区の部活動の地域移行および地域連携に関する取り組み状況に関する本会議の議論の内容を集約すると、以下の点に総括できよう。一つに、地域移行と地域連携をすすめるにあたって、スポーツ等の能力の優れた生徒、より高度な指導を求める生徒は民間クラブ等が受け皿となる「地域移行」に、学校部活は「ゆる部活」を前提に地域コミュニティとの連携を目指して「地域連携」に移行していく方策が妥当と考えられる。二つに、個々の活動を統括する拠点がない現状を踏まえて、現在学校単位で行われている部活動指導員、外部指導者の配置を、千代田区全体で効果的に運営するためには、学校と個別の指導者・専門団体および地域コミュニティがコミットできる運営委員会を設置するなど、そこがハブとなって人材の確保、育成などの運営していく体制づくりを行う必要がある。三つに、部活動については、財政的には潤沢な予算に裏付けられるように、区は外部の人材（部活動指導員、外部指導者、外部委託指導員）の活用に前向きであるが、その一方で、生徒の安全面も視野に入れた引率等が可能な人材の確保が困難な点が指摘された。そうした問題点を踏まえて、指導者の確保については、人材バンクの効果的な活用と登録方法の見直しを含めて、指導者の継続的な確保や質保証の観点から、指導者を育成していくことが肝要である。いずれにしても、千代田区の知の拠点としてのちよだ生涯学習カレッジに「部活指導者の養成と支援（研修）」のプログラムを組み入れるという視点は重要である。本報告でも指摘された部活動のアウトソーシングや外部人材の導入に求められるコミュニケーション能力やセキュリティの担保という問題解決のために、本カレッジ内に部活動指導者の養成・研修コースを設置することは、千代田の特性を踏まえた部活動の地域移行・連携をすすめるにあたって喫緊の課題であることは言うまでもない。

部活動の状況

	部活動※1	麹町中			神田一ツ橋中			九段中等教育学校	
		部活動指導員	外部指導者	部活動指導員(外部委託)	部活動指導員	外部指導者	部活動指導員(外部委託)	部活動指導員	外部指導者
運動部	バスケットボール部	●	●		●			●	●
	バレーボール部			●					
	バドミントン部	●	●	●	●		●		●
	(硬式)テニス部						●		
	ソフトテニス								
	フットサル部						●		
	陸上競技部			●					
	サッカー部								●
	剣道部								●
	ダンス部		●	●				●	●
	水泳部					●	●	●	●
	卓球部			●					●
	野球部(軟式)								●
	野球部(硬式)								
文化部	美術部								
	吹奏楽部		●		●	●	●		●
	和太鼓部					●	●		
	文芸部								
	茶道部		●						●
	合唱部								●
	競技かるた部					●			
	家庭科部						●		
	プログラミング部								
	華道部		●						
	書道部								●
	演劇部								
	放送部								
	囲碁・将棋部								
	天文部							●	
	生物部								
	軽音楽部								●
	マルチメディア同好会								

※1　部活動に関する千代田区の取組及び今後の方向性等について(子ども指導部指導課資料)
※2　千代田区スポーツ事業予定表令和5年度版より

網掛けは活動している部活

【参考文献】

中学校学習指導要領（平成 29 年＜2017 年＞告示、文部科学省）
中学校学習指導要領解説総則編（平成 29 年＜2017 年＞7 月告示）
運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁、平成 30 年＜2018 年＞ 3 月）
文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（文化庁、平成 30 年＜2018 年＞12 月）
中央教育審議会答申第 231 号（平成 31 年＜2019 年＞1 月 25 日）
学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和 4 年＜2022 年＞12 月）
令和 4 年度部活動実施状況調査（東京都教育委員会）